

平成十五年政令第五百五十四号

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法施行令
内閣は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十二条第一項第六号、第十四条第七項及び第十八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第一条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における法第十二条に規定する業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十三条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後で定める書類を添付しなければならない。（国庫納付金の納付の手続）

第二条 機構は、法第十三条第二項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次事業年度の六月三十日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、

前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

（経済産業大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。）（国庫納付金の納付期限）

第三条 国庫納付金は、当該期間最後の事業年度の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第四条 法第十二条第一号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金については、法第十三条第二項に規定する残余の額を政府のエネルギー・金属鉱物資源特別会計のエネルギー・金属鉱物資源債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

（大震災復興特別会計からの出資金の額に応じて按分した額を、それぞれ政府のエネルギー・金属鉱物資源特別会計のエネルギー・金属鉱物資源債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。）

（災復興特別会計に帰属させるものとする。）

2 前項に規定する出資金の額は、法第十三条第二項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間の開始の日における政府のエネルギー・金属鉱物資源特別会計のエネルギー・需給勘定又は東日本大震災復興特別会計からの出資金の額（同日後当該中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十三条第一項の規定による承認を受けなければならない。）

一 法第十三条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後で定める書類を添付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手続）

第二条 機構は、法第十三条第二項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後で定める書類を添付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手續）

余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手續）

余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後で定める書類を添付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手續）

余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後で定める書類を添付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手續）

余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後で定める書類を添付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手續）

余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後で定める書類を添付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手續）

余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後で定める書類を添付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手續）

（エネルギー・金属鉱物資源債券の形式）

第五条 エネルギー・金属鉱物資源債券は、無記名札付とする。

（エネルギー・金属鉱物資源債券の発行方法）

第六条 エネルギー・金属鉱物資源債券の発行は、募集の方法による。

（エネルギー・金属鉱物資源債券申込証）

第七条 エネルギー・金属鉱物資源債券の募集に応じようとする者は、エネルギー・金属鉱物資源債券申込証に、その引き受けようとするエネルギー・金属鉱物資源債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

（振替エネルギー・金属鉱物資源債券の成立の特則）

第八条 エネルギー・金属鉱物資源債券の成立の特則

第九条 エネルギー・金属鉱物資源債券の応募額がエネルギー・金属鉱物資源債券の総額に達しないときでもエネルギー・金属鉱物資源債券を成立させる旨をエネルギー・金属鉱物資源債券申込証に記載したときは、その応募額をもってエネルギー・金属鉱物資源債券の総額とする。

（エネルギー・金属鉱物資源債券の払込み）

第十条 エネルギー・金属鉱物資源債券の募集が完了したときは、機構は、遅滞なく、各エネルギー・金属鉱物資源債券につきその全額の払込みをさせなければならない。

（債券の発行）

第十一条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、エネルギー・金属鉱物資源債券につけられた額がエネルギー・金属鉱物資源債券に記載したときは、機構は、遅滞なく、各エネルギー・金属鉱物資源債券につきその全額の払込みをさせなければならない。

（エネルギー・金属鉱物資源債券原簿）

第十二条 機構は、主たる事務所にエネルギー・金属鉱物資源債券原簿を備えて置かなければならぬ。

（エネルギー・金属鉱物資源債券原簿）

第十三条 機構は、主たる事務所にエネルギー・金属鉱物資源債券原簿を備えて置かなければならない。

（エネルギー・金属鉱物資源債券原簿）

第十四条 機構は、主たる事務所にエネルギー・金属鉱物資源債券原簿を備えて置かなければならない。

（エネルギー・金属鉱物資源債券原簿）

第十五条 機構は、主たる事務所にエネルギー・金属鉱物資源債券原簿を備えて置かなければならない。

（エネルギー・金属鉱物資源債券原簿）

第十六条 機構は、主たる事務所にエネルギー・金属鉱物資源債券原簿を備えて置かなければならない。

（エネルギー・金属鉱物資源債券原簿）

第十七条 機構は、主たる事務所にエネルギー・金属鉱物資源債券原簿を備えて置かなければならない。

（エネルギー・金属鉱物資源債券原簿）

第十八条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体がエネルギー・金属鉱物資源債券を引き受けた場合又はエネルギー・金属鉱物資源債券の募

集の委託を受けた会社が自らエネルギー・金属鉱物資源債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

（利札が欠けている場合）

第十九条 エネルギー・金属鉱物資源債券を償還する場合において欠けている利札があるとき

（利札が欠けている場合）

この政令は、令和三年六月十二日から施行する。

附 則（令和四年一月一日政令第三四八号）

この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。

附 則（令和五年二月一日政令第一八号）

この政令は、公布の日から施行する。